

1 個人がリンクを使用する場合の利用料

単位：円

区分・利用の単位		新料金（令和8年4月1日適用）					（参考）現行料金				
		滑走料	貸靴料	滑走回数券(6枚)	定期滑走券		滑走料	貸靴料	滑走回数券(6枚)	定期滑走券	
					研修者	その他の者				研修者	その他の者
小学校児童及び中学校生徒	スケート教室として使用する場合	110	60	1,270	6,580	13,290	90	50	1,100	5,720	11,550
	上記以外に使用する場合	260	130				220	110			
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	スケート教室として使用する場合	270	250	2,860	12,910	25,570	230	210	2,480	11,220	22,230
	上記以外に使用する場合	580	400				500	340			
一般	スケート教室として使用する場合	450	400	3,670	17,460	34,680	390	340	3,190	15,180	30,150
	上記以外に使用する場合	740	510				640	440			
ロッカー		1個1回につき			100		1個1回につき			100	

2 貸切使用する場合の利用料

(1) 施設の利用料

単位：円

区分・利用の単位				新料金（R8年4/1適用）		（参考）現利用料金	
				利用料の額（1時間につき）		利用料の額（1時間につき）	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用するとき			5,190		4,510	
	その他の催物に使用する時	平日		14,430		12,540	
		土曜日・日曜日・休日		21,900		19,040	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき			10,190		8,860	
	その他の催物に使用する時	営利を目的としない催物であるとき	平日	21,900		19,040	
			土曜日・日曜日・休日	29,110		25,310	
		営利を目的とする催物であるとき	平日	43,660		37,960	
			土曜日・日曜日・休日	58,210		50,610	

(2) 附属設備利用料

単位：円

区分・利用の単位		新料金（R8年4月1日適用）		（参考）現利用料金	
		利用料の額（1時間につき）		利用料の額（1時間につき）	
		アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催物に 使用する場合	アマチュアスポーツに 使用する場合	その他の催物に 使用する場合
照明設備	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,660	1時間につき 4,000	1時間につき 2,310	1時間につき 3,470
	入場料を徴収する場合	1時間につき 5,320	1時間につき 7,970	1時間につき 4,620	1時間につき 6,930
放送設備	入場料を徴収しない場合	1時間につき 450	1時間につき 590	1時間につき 390	1時間につき 510
	入場料を徴収する場合	1時間につき 880	1時間につき 1,150	1時間につき 760	1時間につき 1,000
ロッカー		1個1回につき 100	1個1回につき 100	1個1回につき 100	1個1回につき 100
椅子		1脚1回につき 30	1脚1回につき 30	1脚1回につき 20	1脚1回につき 20

3 スケート場の施設（前記1及び2を除く。）の利用料

区分	利用の単位	新料金（R8年4/1適用）		
建物の使用に係るもの	1㎡につき1年	1㎡当たりの公有財産台帳価格に100分の8.8を乗じて得た額	—	—
土地の使用に係るもの	1㎡につき1年	1㎡当たりの公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額	—	—

備考

- 1 使用面積が1㎡未満であるとき又は使用面積に1㎡未満の端数があるときは、当該使用面積又は端数を1㎡として計算する。
- 2 使用期間が1年未満であるとき又は使用期間に1年未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る使用料については月割をもって計算する。ただし、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は端数に係る利用料については日割をもって計算する。
- 3 土地の使用のうち使用期間が1月未満のものに係る利用料の額は、この表の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 5 この表（備考5を除く。）の規定により計算した額が100円に満たないときにおける利用料の額は、100円とする。
- 6 電気、ガス、水道その他の費用が生じるときは、この表の規定による利用料のほか、実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を徴収する。